

第2節 文献からみた寺院廃絶の実態

秋山敬

1 『甲斐国志』に記載される寺院数

甲斐一国の寺院すべてを対象として記録した史料は、文化11年(1814)の『甲斐国志』(以下、『国志』といふ)が最も古い。仏寺部を核とし、古跡部・神社部で若干補って重複を整理した上、I(寺院)、II(塔頭)、III(仏堂)に区分して点数を拾うと別表のとおりである¹⁾。

Iの記載総数は2,560寺となるが、『国志』当時の現存寺院数を宗派別にみると、曹洞宗が823寺(約34.6%)と最も多く、臨済宗431寺(18.1%)がこれに続く²⁾。したがって、禅宗だけで半数を超えることになる。次いで、日蓮宗392寺(16.5%)、修驗351寺(14.7%)、浄土宗142寺(6.0%)、真言宗122寺(5.1%)、浄土真宗75寺(3.1%)、時宗21寺(0.9%)、天台宗9寺(0.4%)の順になる。これに廃寺数を加えれば総数になるわけだが、現存数に対する廃寺の割合(廃寺率)を求めるとき7.5%となるが、表中の移転寺院(内数)の旧地は遺跡的には廃寺と同じことになるから、 $(178 + 81) \div 2,382 = 10.9\%$ となる。概していえば、『国志』は現存数に対して約1割の廃寺を拾っていることになる。一方、再興寺院(内数)は廃壊した寺の跡地に時を経て新寺院を創建した数である。遺跡的には1ヶ所だが、寺としては2ヶ寺になる(表では1寺と計算した)。68寺(2.7%)が多いか少ないか判断できないが、伝承が記録されないケースも考えれば、意外と多かったようにも思われる。

IIは、594寺が記載される。塔頭を持つ寺院は100寺で、93寺を付属する身延山久遠寺が最も多く、以下43の向岳寺(臨済宗)、23の善光寺(浄土宗)、22の法善寺(真言宗)、20の棲雲寺(臨済宗)・聖応寺(同)・一蓮寺(時宗)と続き、1塔頭のみの寺も40寺ある。宗派的には、日蓮宗174・臨済宗159・真言宗88・浄土宗73・浄土真宗46・時宗30・曹洞宗20・宗派不明4となり、寺数の最も多い曹洞宗が塔頭数は極めて少ないので目を引く。小規模な寺が多いことを意味するのであろうか。現存数に対する廃寺率は、 $132 \div 462 = 28.6\%$ となって、Iに比べて3倍近く高い。I・IIを合わせると、おおむね13.7%前後となる。

IIIは、85堂が検出できた。これが境外仏堂のすべてとは思われないが、この中には、山寺村(南アルプス市)の曹源寺を「相伝フ、小笠原長清、又左馬頭信家ノ開基ナリ、今林簿トナリ阿弥陀堂ヲ存ス」、心経寺村(笛吹市)の心経寺を「寺ノ草創來歴審ナラズ、今廃跡ニ不動堂一字存ス」、千米寺村(同)の廃銭米寺について「釈迦堂ヲ存ス、(略)、故事伝ハラズ、樓門ノ礎存セリ」、下神内川村(山梨市)の薬師堂を「昔宗光寺ト云古刹ナリシガ、天正壬午ノ兵乱ニ焼亡ス、(略)、跡ニ堂ヲ立ツ」と、廃寺跡に立つ仏堂であることが注記されるものが少なくない³⁾。『国志』の編者は、主として由緒は伝承を持つ仏堂を選択して記載したものと思われる。

以上、I～IIIの計3,239ヶ寺が『国志』記載の総数である。

『国志』記載の寺院数一覧

寺院の区分	宗派	府	中	山梨郡	八代郡	巨摩郡	都留郡	合計
I 本寺・末寺などと表記され、一寺として独立していたとみられる寺院	天台宗			3		2	4	9
	真言宗	11	26	39	36	10	122	
	浄土宗	13	48	38	28	15	142	
	浄土真宗	1	39	12	5	18	75	
	時宗	1	2	13	4	1	21	
	臨済宗	14	119	74	108	116	431	
	曹洞宗	13	129	204	407	70	823	
	日蓮宗	12	19	82	271	8	392	
	修驗	36	82	65	165	3	351	
	不明他	6	4	4	2	16		
II 塔頭	小計	101	473	531	1,030	247	2,382	
	天台宗			5	3		4	12
	真言宗	7	4	9	1	1	22	
III 仏堂	浄土宗	6	2	3	1	2	14	

寺院の区分		宗派	府中	山梨郡	八代郡	巨摩郡	都留郡	合計
		淨土真宗		2			1	3
		時宗			3		1	4
		臨濟宗	3	6	1	2	6	18
		曹洞宗	1	2	1	9	13	
		日蓮宗	5		1			6
		修驗	1	2	6	15		24
		不明他	14	19	13	16	62	
		小計	23	37	46	41	31	178
		合計		天台宗	8	3	2	21
				真言宗	18	30	48	37
		淨土宗		19	50	41	29	17
		淨土真宗		1	41	12	5	19
		時宗		1	2	16	4	2
		臨濟宗		17	125	75	110	122
		曹洞宗		14	131	205	416	70
		日蓮宗		17	19	83	271	8
		修驗		37	84	71	180	3
		不明他			20	23	17	18
		計		124	510	577	1,071	278
		(再興寺院)		小計	2	14	21	12
		(移転寺院)		小計	18	16	15	13
		現存寺院数		76	150	52	150	34
		廃寺数		17	51	25	35	4
		計		93	201	77	185	38
		(再興寺院)					3	3
		(移転寺院)			3			3
		現存寺院数		1	12	16	13	25
		廃寺数		2	5	4	4	3
		計		3	17	20	17	28
		(再興寺院)			1			1
		(移転寺院)						0
		現存寺院数		178	635	599	1,193	306
		廃寺数		42	93	75	80	38
		計		220	728	674	1,273	344
		(再興寺院)		2	15	21	22	13
		(移転寺院)		18	19	15	19	13
合計								2,911

2 明治初年における寺院数との比較

一度創建された寺院が、すべて恒久的に存続するわけではないことはいうまでもない。『国志』が編纂された文化11年から54年後に明治維新を迎えるが、維新は社寺に対しても多くの試練を与えた。神仏分離が行われ、社寺の整理が強行されたからである。

旧修驗歸入歸俗之義二付伺⁴⁾

修驗宗之義自今被廢止候旨兼而御布告二付、當県管下甲斐全國旧修驗之内本宗^正歸入之寺院并歸俗之分其別紙写之通り有之、取調候処不都合之筋^茂無之、就而者願届共夫々聞届可然哉、右御差図有之度、此段相伺候也

明治六年七月 山梨県権参事 富岡敬明 印 (朱「富岡敬明」)

山梨県権令 藤村紫朗 印 (朱「藤村紫朗」)

教部大輔 宍戸磯殿

これは、山梨県が廢止の決まっている修驗について、歸入及び歸俗を申請どおり認めていいかどうかを伺ったもので、教部省はこれを許可している。こうして修驗は天台宗と真言宗に振り分けられるが、財政基盤が弱かつ

たため、そのほとんどは廃寺の憂き目に遭う。一方、無檀・無住の寺院に対しても、

諸寺院中総本寺・本山ヲ除之外、無檀ニシテ無住之向ハ、自今渾テ被廃止候条、各地方官ニ於テ夫々廃止処分之上、宗名・寺号共詳悉取調教部省^江可届出候事

但、仏像・什器等ハ本寺・法類之内最寄寺院^江合附為致、堂宇・建物之儀ハ最初營造之次第ヲ追ヒ、官営ハ収公シ、私造ハ其人民所分ニ可相任、官私之別不分明之向ハ適宜ニ取計、跡地処置之儀ハ、總テ大蔵省^江可伺出候事⁵⁾

と、廃止する方向で整理が進められている。

こうした寺院整理の結果は、明治 8 年の教部省達によって毎年国に報告されることになるが、本県では明治 9 年分からのものが残される⁶⁾。これを、『国志』の現存寺院数と比較してみよう。

	天台宗	真言宗	浄土宗	浄土真	時宗	臨濟宗	曹洞宗	日蓮宗	黄檗宗	修驗	合 計	仏堂
国志(I)	9	122	142	75	21	431	823	392	4	351	2,386	85
国志(II)		40	68	46	16	120	16	156			462	
国志計	(117)9	(234)162	210	121	37	551	839	548	4	351	2,848	85
明治9報告	41	157	107	98	14	341	578	443	3	0	1,780	101
減少数	85	239	103	23	23	210	261	105	1	351	1,068	▽ 16
廃寺率	207.3	152.2	49.0	19.0	62.2	38.1	45.2	23.7	33.3	-	60.0	
減少率	32.5	39.6	51.0	81.0	37.8	61.9	68.9	80.8	75.0		62.5	118.8

天台宗と真言宗は明治 9 年報告のほうが数が増えているが、それは天台宗に本山・羽黒派修驗、真言宗に当山派修驗が記入したためで、その数を()で示したが、これを加えて計算すると、廃寺率では天台宗が現存数の 2 倍、真言宗が 1.5 倍以上となり、数は天台宗が『国志』時代の 32.5%、真言宗が 39.6% と大きな影響を受けたことがわかる(実質的には、修驗廃止に伴う結果だが)。一方、日蓮宗は『国志』 I の数字だけみると、明治の報告のほうが 51 寺、浄土真宗も 23 寺増えている。先に示した方針の中では増加する要素はないから、檀家を持つ有力塔頭等が独立寺院として認定された結果であろう。その結果、寺院数についていえば、修驗を含めた天台宗・真言宗及び時宗がその数を大きく減らし、浄土真宗・日蓮宗が比較的軽微で済んだといえよう。なお、仏堂は明治 13 年後期から「境外仏堂」として登場するが、翌年、県は「一寺院ニ非ザル堂庵類」の原則廃止を打ち出している⁷⁾。

これらの点を加味して作成したのが上表であるが、はじき出された廃寺率は 60.0% となり、『国志』段階での廃寺率 13.7% よりも 4 倍以上も高いことがわかる。約 90 年後の昭和 42 年 1 月刊行の『山梨県宗教法人名簿』(県文書学事課)に載る佛教系法人数は 1,456 だから、明治 9 年以降の減少率は 81.8% となり、廃寺の割合は 2 割にも達していないから、いかに明治維新が寺院の存廃に大きな影響を与えたかがわかる。

3 中世寺院の廃絶状況

このようにみてくると、『国志』に載る廃寺数 391 寺(現存寺数の 13.7%)が、それ以前の実態を必ずしも反映しているといえないことは容易に想定できる。しかし、中世寺院数を集計した史料があるわけではなく、その全容は推測することさえ至難の業である。そこで、本稿では時宗の一蓮寺(甲府市太田町)に残される『一蓮寺過去帳』を使い、同寺塔頭の変遷を追うことによって類推してみよう。

過去帳は 3 冊からなる。記載の体裁は、まず法名が記され、必要に応じて年月日・俗名・地名・役職・職業・入帳の事情等が付記されるが、中に塔頭とおぼしき○○庵・○○院・○○軒などと記録されるものが少なからずある。最も記載回数の多いのは願生庵(願勝庵・願称庵)で 15 回、2 回以上記載されるのが願生庵も含めて 43 寺である。初見と終見のあるものはその間は存続し、1 回のみのものは記された年代が属する 10 年間だけ存続したと仮定し、10 年単位での塔頭数の変遷を整理すると次表のとおりとなる。

西暦	1360 ()	1370 ()	1380 ()	1390 ()	1400 ()	1410 ()	1420 ()	1430 ()	1440 ()	1450 ()	1460 ()	1470 ()	1480 ()	1490 ()	1500 ()	1510 ()	1520 ()	1530 ()	1540 ()
	1369	1379	1389	1399	1409	1419	1429	1439	1449	1459	1469	1479	1489	1499	1519	1519	1529	1539	1549
塔頭	4	4	4	4	4	4	4	6	8	8	11	16	16	17	20	23	22	24	27
西暦	1550 ()	1560 ()	1570 ()	1580 ()	1590 ()	1600 ()	1610 ()	1620 ()	1630 ()	1640 ()	1650 ()	1660 ()	1670 ()	1680 ()	1690 ()	1700 ()	国志	寺記	明治 11
	1559	1569	1579	1589	1599	1609	1619	1629	1639	1649	1659	1669	1679	1689	1699	1710			
塔頭	38	58	64	56	58	52	58	37	32	25	19	13	11	10	8	6	7	4	0

一蓮寺の創建は正和元年(1312)だが、過去帳記載の塔頭の初見は永享10年(1438)4月17日と翌年4月15日の法王院で、創建とともに塔頭が創建されたかどうかはわからない。ただ、明治初年まで残った梅柳庵・東光院・玉樹院・福生院の4寺は正和2~4年創建の由緒を持つから⁸⁾、一応それに従って4塔頭で始まったと考えることにしたい。一蓮寺の歴史をたどると、永享年間(1429~41)に焼失したことが想定されている。永享6年(1434)12月25日没の6世上人の跡を継いだ7世が過去帳を再製しており、また、文安3年(1446)には守護武田信重が客殿造営を督励しているからである⁹⁾。表をみると、再建中の1440年代に塔頭数が増え、60年代には10を超えている。当寺は明応5年(1496)にも焼失したことが知られるが(『王代記』)、再建成ったとみられる1500年代から塔頭数が20台へと上がる。1560(永禄3)年以降は塔頭50寺以上に跳ね上がり、1610年代まで続く。1560年代は武田信玄の時代で、領国拡張期に入っているから、武田氏の本拠甲府城下が最も発展した時期である。甲府城下に接して門前町を構えた一蓮寺にもその影響は及んだに違いなく、1570年代に最多の64寺を記録するのも理由なしとする。この塔頭の多い期間に、一蓮寺は武田氏の滅亡と一条小山から現在地への移転を経験する。移転時期は加藤光泰が国主だった時というから(『一蓮寺過去帳』)、天正19~文禄2年(1591~3)頃となる。これは甲府城の築城開始時期からいっても納得できるが、移転時期が塔頭数の動きとは連動せず、減少は1620年代に始まり、以後急速に数を減らしていく。理由ははっきりしないが、後住を認めないとどうして塔頭数を調整したとすれば、住職が死を迎えるまでの期間を措いて、減少が20~30年遅れて始まるのは説明できよう。過去帳の記載は宝永2年(1705)を最後とするから、その後の変遷は同じような形で追うことはできないが、約100年後の『国志』は寮舎(塔頭)20を掲げるものの現存は7寺とする。このうち、現存の幸福院と廃寺となっていた慶生庵・淨慶庵を除いた17寺は過去帳にも記載されており、過去帳記載の院・庵・軒が同寺塔頭とする理解を助ける形になっている。不記載の3寺はその後造立され、幸福院のみが『国志』段階まで存続したと解し得よう(別の解釈も可能だが、ここでは一応このように解しておく)。7寺のうち4寺が明治維新を迎えたが、玉樹院・福生院が一蓮寺への合寺を許可された明治11年(1878)4月2日をもってすべての塔頭が姿を消した¹⁰⁾。

以上のように考えられるとすると、塔頭の増減は一蓮寺の歴史とも整合しており、その数は絶対数ではないものの、大方の傾向は反映しているといえよう。『寺記』の由緒では、塔頭について「往昔旧地ニ御座候砌者、三拾六ヶ院御座候」と述べているように、一条小山時代には塔頭が36寺あったという寺伝を記録する。表中の64寺はそれよりも多いが、不自然という数字ではない。『国志』段階で7寺となっていた一蓮寺塔頭は中世では64寺の時期があったとすれば、9倍もあった計算になる。塔頭のほうが一般寺院よりも廃寺率が高い(約3倍)ことは、1でみたとおりだから、これを当てはめれば(9倍÷3倍)、中世寺院数は $3,239 \times 3 = 9,717$ 寺となる。

では、別の角度でみてみよう。『山梨県史』資料編(中世)に収載される史料を中心に¹¹⁾、天正20年(1592)以前に作製された史料に記載される寺院を拾うと、652寺を数える。これを『国志』記載寺院と比較すると、現存寺院に相当すると考えられるものが203寺、廃寺として記載されるものが65寺、載っていないと判断できたものが376寺、判断に迷うものが8寺となる。不明の8寺を除けば、記載が確認できる寺院数が268寺(41.6%)であるのに対し、記載されないものが376寺(58.4%)となり、『国志』に記載されない寺院が、記載確認寺院

の 1.4 倍も中世には存在した計算になる。もちろん、あくまでも計算上の数字でしかないが、 $3,239 + (3,239 \times 1.4) = 7,773$ 寺がはじき出され、一蓮寺塔頭から割り出された数字と近似している。実数はともかく、現在に伝えられていない相当数の中世寺院の存在したことは認められるであろう。

まとめ

中世には、現存寺院数の数倍、『国志』記載寺院数の 2 ~ 3 倍の寺院が存在した可能性を指摘した。もちろん、旧寺跡に新寺が再興されたり、寺名の改称のみで寺としての実態に変化のない場合も少なからずあろうから、寺院数(寺名数)がそのまま遺跡数というわけではなく、また、修驗などは日常生活の住居をそのまま宗教活動の場としているケースが多いとみられるから、遺構から宗教施設と判断できないこともあるかとは思うが、我々の想像以上に廃絶寺院が多いことが予想される。寺院の存在がまったく想定されていなかった小井川遺跡で、戦国期の寺院遺構が確認されたことは記憶に新しい¹²⁾。廃寺数の想定からすれば、こうした事例は今後も十分、且つしばしば起こり得ると考えられる。

県内の中世寺院分布調査は、本報告書の刊行をもって一応の決着をみるが、より充実したものにしていくためには、今後も旧地や廃寺の所伝聞き取りなど、日常的な継続調査が望まれよう。

註

- (1) 『甲斐国志』は雄山閣出版から出版された(5巻、昭和43~57年)、いわゆる「雄山閣本」を用いた。
- (2) %は小数点第2位を四捨五入。以下同じ。
- (3) 菩提寺は2巻324頁、心経寺は同244頁、銭米寺は3巻253頁、薬師堂は同238頁。
- (4) 山梨県立図書館蔵県行政文書「明治六年院省寮伺」(行1 1-7 M 6-7)所収。本山派・羽黒派は天台宗、当山派は真言宗への帰入が決まっていた。帰俗は僧籍を離れて俗人になること。
- (5) 県行政文書「社寺御用留」(9-2 M 3-2)所収。年紀を欠くが、明治5年頃と推定される。
- (6) 明治10年2月15日明治九年分寺院廃立并住職進退届(「明治十年内務省届 乾」(行1 1-1 M 10-2(1)))。同様の届は明治20年分まであるが、総数は1,759ヶ寺で動きは微少であるので、9年分で比較することとする。
- (7) 明治14年6月2日山梨県布達甲第77号(「峠中新報」明治14年6月7日)。
- (8) 県行政文書「浄土宗・時宗・天台宗寺院明細帳」(行1 9-2 M 5-5(3))。福生院が正和2年2月13日、玉樹院が同4年3月15日、梅柳庵が同年4月13日、東光院も同年8月5日と記録される。
- (9) 文安三年三月武田信重奉書(一蓮寺文書、『山梨県史』資料編4・18号文書)。
- (10) 明治11年3月12日合寺之儀ニ付伺(「明治11年從1月至4月内務省指令書 壱」(行1 1-1 M 11-1(1)))。梅柳庵・東光院は明治6年9月頃廃寺になったものと推定される(「浄土宗・時宗・天台宗寺院明細帳」)。
- (11) 『山梨県史』資料編4~7の他、県史不記載の『戦国遺文』及び『徳川家康文書の研究』上巻の収載文書、『武田氏研究』34及び38号収載の高野山過去帳から、甲斐国所在と考えられる寺院を収集した。なお、『一蓮寺過去帳』所載の寺院は、多くが塔頭の分析と重複するため除外している。
- (12) 『小井川遺跡Ⅲ』(山梨県教育委員会・山梨県土木部、2008年)。